

第2回FD研究会報告

「発達障害に対する理解と適切なサポート ～アンケート調査を参考として～」

講師：種ヶ嶋 尚志 先生

(日本大学工学部総合教育系准教授・臨床心理士、本学スポーツ・健康科学部非常勤講師)

吉澤 良美 氏

(本学学生支援センター事務室東松山相談室・臨床心理士)

日時：2016年1月12日(火) 15:30~17:00

場所：東松山校舎管理棟大会議室

板橋校舎2号館 2-0220大会議室



司会（佐藤） 定刻になりましたので始めさせていただきます。初めに開会の辞をスポーツ・健康科学部の杉森学部長よりいただきしたいと思います。

杉森 本日はお忙しいところ、FD研究会にご参加いただきまして、ありがとうございます。今回の研究テーマは「発達障害に対する理解と適切なサポート」です。平成17年7月1日から発達障害者支援法が施行され、大学においても発達障害を持つ学生の障害の状態に応じて適切な教育上の配慮をする公的な責任がございませ

ず。私の所属いたしますスポーツ・健康科学部のFD活動で、以前、種ヶ嶋先生にご講演いただき大変好評でした。そこで今回再度ご協力いただいて、このような形で全学的にFD研究会を開く機会をいただくことができました。本日の学びが契機となり、さらによりよい本学の障害者の教育支援に繋がることが望まれます。

余談ですが、労働安全衛生法が改正され、今年からストレスチェックが義務化されました。職場におけるメンタルヘルス問題は、その一部は、発達障害者が、教育の場における問題を引きずったまま、就職して社会人になって初めて悩むケースも少なくありません。今回のテーマである発達障害などの素因を持っておられる方々はいろいろと事情があり、この問題は障害者

の話にとどまらず、教育に携わる私たち全員が身近な課題としてしっかり認識していかなければならない課題だと思っています。以上、簡単ではございますが、開会の辞とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。次に学長よりご挨拶をいただきます。太田学長、よろしくお願いいたします。

太田 皆さん、研究会のご参加、ご苦労様です。大学としては、先般の大学院問題を中心としたFD研究会に続いて、今年度第2回目のFD研究会ということになります。

障害者の教育の基本方針についてはこの数年間、さまざまな努力をしてきましたし、昨年度にその基本方針を定めることができました。その理念は、ダイバーシティという考え方とインクルージョンという考え方です。学校も含めたあらゆるコミュニティにおいて多様な人間がいることの大切さ、そして今、世界的に様々な点での社会的排除が問題になっています。民族の問題や宗教の問題、高齢者や子どもの問題を含めて社会的な排除が行われている中で、包摂ということの大事さがあります。障害者についてもそのように考えるべきであるということが基本方針の中に盛り込まれております。

本学は身体障害者について、これまで様々な努力を行ってきましたが、発達障害の対応については遅れているところもあります。今年度に出された学生相談室の報告書に、部会長の森先生が次のように書いておられます。「身体に障害がある学生への対応は、受験時から問い合わせがあるなど比較的取組みが進んでいるし、学生ボランティアなどを通じた学習支援活動も始まっている。他方で発達障害を含む精神的な問題を抱える学生に対しては、学生相談室を来訪

して初めて大学が認識するケースがほとんどで、対応が遅れているのが現状である。早期に適切な対応をとることが求められる。」このような認識はおそらく、ほとんど皆さんの共通のものであると思います。

個人的ではありますが、私は社会的な引きこもりということを近年の研究テーマにしてきました。発達障害とも重なり合う部分が多くあります。発達障害は器質的な原因もあり、結果として病理的なことになることが多いのですが、それが発現するのは身体障害以上に社会的なところに原因があるのだらうと思います。そうだとすれば、杉森学部長からお話がありました、今、いわゆる健常とか普通と言われている者にとっても同じことで、そういうことを増やさな社会や大学のあり方自体を考えていかなければならないという問題にもなるかと思いません。

本日は、専門家の先生方にお話を伺います。実は事務職員の総会で昨年8月にこの問題を取扱いましたが、教員を含めての会は今回が初めてです。いろいろ学び合えればよろしいかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 太田学長、ありがとうございます。私は本日の研究会の司会を務めさせていただきスポーツ・健康科学部の佐藤です。よろしくお願いいたします。私の方から本日の講師の紹介をさせていただきます。

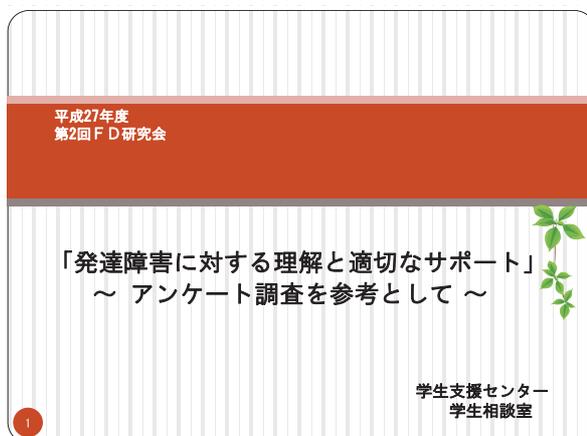
まず種ヶ嶋尚志先生のご紹介です。種ヶ嶋先生は日本大学工学部総合教育系准教授でいらっしゃいます。臨床心理士であり、メンタルヘルス、不登校、メンタルトレーニング等の研究が専門で、東京臨床心理士会3.11震災支援プロジェクト協力委員や日本オリンピック委員会スポーツ医・科学委員を歴任されてきました。また、昨年度の本学部のFD研究会にもご出席され、

多大な貢献をされています。

次に吉澤良美先生を紹介させていただきます。臨床心理士で、本学のカウンセラーです。東京学芸大学、学校教育専攻臨床心理学講座を修了されています。1982年より、本学学生支援センター事務室の学生相談室に兼務職で入職され、2002年4月に学生相談室の専従となりました。2006年より、文部科学省日本学生支援機構後援による研修会において、大学の教職員やカウンセラー対象の研修会の講師を務めていらっしゃいます。現在、本学の学生相談室において日々、現場の学生の悩みに向き合って貢献をされています。

お手元の資料をご覧ください。前半部分は吉澤先生がご講演で使用されます。最後の2ページがアンケート（編集者註：pp.58～59参照）で、スポーツ・健康科学部のFD研究会であらかじめ先生方から寄せられたいろいろな悩みの中から発達障害に関する質問に対して、専門家である種ヶ嶋先生からのご回答を記載しております。

これからプログラムに入ります。最初に吉澤先生からご講演をしていただきたいと思います。それでは吉澤先生の講義を始めさせていただきます。吉澤先生、よろしくお願いいたします。



吉澤 学生相談室担当の吉澤です。日頃、皆さんの話を聞くことが多く、学生さんがお困り

になっていることを整理しながら一緒に問題解決のサポートをしておりますが、本日、ご参加くださっている先生方のようにうまくお話することができないかもしれません。その点はどうぞご理解の程、お願いいたします。



今回は発達障害に関するお話ということで、前回の種ヶ嶋先生の講演の後に取っていただいたアンケート調査を参考として、発達障害に対する理解と適切なサポートについてお話しをさせていただきます。

1. 発達障害に関する法律

発達障害者支援法

- 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害
- 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする
- その自立と社会参加の援助について国・自治体の責務を規定

障害者差別解消法

- 障害を理由とする差別の禁止
- 合理的な配慮（私立大学は、努力義務）



2

SHUICHO UNIVERSITY

「発達障害に関する法律」です。ご存じの先生方も多いと思いますが、改めて整理いたします。発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害と支援法の中で述べられています。また、大学および高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じて適切な教育上の配慮を必要とす

るものとなっています。その自立と社会参加の援助についての国・自治体の責務を規定しています。

障害者差別解消法というものがあまして、障害を理由とする差別の禁止と、これはたくさんの方のところで使われている言葉ですが、合理的な配慮を求められています。私立大学では努力義務ということになりますが、努力だけではなく、今後は中身的なものも問われてくることが多いかと思います。

2. 対応を求められる大学



<大学入試センター試験>

発達障害のある方に対して、試験時間の延長(1.3倍)や、注意事項等の文書による伝達、別室受験の設定などが認められている。



入学試験だけでなく、学生生活においても、大学は国や自治体、国公立大学と、同等の支援や対応を求められるようになってきた。

合理的配慮 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）より 文部科学省	
機会の確保	修学機会の確保と、教育の質の維持
情報公開	受け入れ姿勢と方針の明示
決定過程	学生本人の要望と意志を尊重して調整
教育方法等	情報保障、コミュニケーション上の配慮、試験、成績評価の配慮
支援体制	専門性のある支援体制の確保
施設・設備	安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮など

3

SHUICHO UNIVERSITY

対応を求められる大学ですが、大学入試センター試験でも、発達障害のある方に対して試験時間の延長、これは1.3倍となっていますが、その他に注意事項等の文書による伝達、別室受験の設定などが認められています。センター入試に限らずですが、今年度、次年度の入学に向けた発達障害に関する配慮要請というものが各大学に到達されています。すでにご本人と保護者からのサポート要請に対して各学部・学科の先生方や関係部署でも、事前面接が行われていることをお伝えしておきます。

入学試験だけではなくて、学生生活においても大学は国や自治体、国公立大学と同等の支援や対応を求められるようになっていきます。資料に記載がありますが、合理的配慮として「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」というところから、表の形

にして引用いたしました。機会の確保、情報公開、決定過程などがありますが、先生方に一番関わりのあるところでは、教育方法等というところになります。情報の保障、コミュニケーション上の配慮、試験や成績評価の配慮です。

試験や成績評価の配慮というのは、この資料だけでは分かりにくいと思いますので文面を読ませていただきます。公平な成績評価をする必要が求められるということで、「成績評価においては障害のある学生の学習の成果等を適切に評価することが必要である。このため学生は教育目標を達成していることを柔軟な方法で評価しつつも、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げるなどの対応は行わないように留意する必要があります。」このように述べられています。学生の障害のある部分の能力や適性、学習の成果などを適切に評価するためには、合理的配慮が必要とされ、障害のない学生と公平に試験を受け、同等の評価を行う意味での成績評価の配慮をするということをご理解いただきたいと思います。

専門性のある支援体制の確保、これについては学生相談室だけではなくて、学生支援課の障害学生支援の担当の者がメインになりまして、学科主任、各学部・学科の先生方、学部事務室、教務事務室と連携し、様々な形で支援体制をとっています。

また、教育方法等についてどういうものがあるかを調べてみました。事前にシラバスなどに授業の内容、評価方法、評価基準を詳しく記載するという形で学生さんに、この授業はどのようなタイプの授業なのかをお伝えすることによって、ご自身が苦手であると思うような授業を間違えて履修してしまわないようにする方法もあるということが掲載されています。例えば、グループワークが非常に苦手な学生さんが、グル

ープワーク中心の授業を履修してしまうと、先生方も学生さん自身もお困りになるケースなどを防ぐ目的があります。

3-1. 発達障害とは

- 生まれつきの脳機能の障害である
- コミュニケーションや社会性、学習、注意力等の能力に偏りが生じることによって、日常生活が困難になる場合がある
- 高等教育でよく見られるのは、**自閉スペクトラム症(ASD)**→アスペルガー症候群が含まれる**AD/HD(注意欠如・多動症)**
→以前は、注意欠陥・多動性障害と言われた

発達障害について具体的にお話しいたします。生まれつきの脳機能障害と言われています。従って、教育や学習によって簡単に改善されるものではないということをご理解いただきたいと思います。内容的には、コミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に偏りが生じることによって日常生活が困難になる場合があります。高等教育、大学などでよく見られるのは自閉スペクトラム症(ASD)です。以前はアスペルガー症候群という言葉が使われていましたが、これらが含まれているのがASDというものです。また、もうひとつのAD/HDというのは、以前、注意欠陥・多動性障害と言われていましたが、今はAD/HDと呼んでいます。

発達障害については、判断基準が分かりにくいという点があります。ここからここまでが障害、ここからここまでは障害でないというが見分けがつきにくく、個々の個性があり、その度合いも非常に個人差があります。

高校までの教育環境と大学に入学してからの教育環境は、状況が全く異なってくるため、大学生になってから問題が表面化するということもあり得ます。初めから診断されている、保護者の方から相談がある場合は、比較的スムーズ

に本人の了解を得て先生方にご連絡できますが、本人に自覚がない、保護者も全く分かっていない、しかし、周りの学生さんとの様子を比べると少し変わっている印象がある学生さんがいるということは、環境の変化によって症状が表面化していると考えられます。

高校までは自分のクラスがあり、自分の席にさえ座っていれば先生方が入れ代わり立ち代わり教室に来て授業をされます。しかし大学では、時限ごとに教室が違い、いつも同じ顔ぶれで授業を受けるわけではないので、その都度その都度違った環境に自分が入って行かなければなりません。授業の教室が急に変更になった場合でも、掲示板などをきちんと確認していれば分かるはずですが、情報収集が苦手な学生さんは気付かずに、「いつもの教室へ行って誰もいないから、今日は授業がないのかな」と思って帰ってしまったりします。また、急に休講になった場合も、情報を入手できずに非常に不安になってしまう場合もあります。このようなことが実際にあります。



発達障害のスペクトラムと言いましたが、今回は、「自閉スペクトラム症」、アスペルガー症候群に入るものと、「AD/HD」を中心に説明します。それ以外にも高機能自閉症、発達性協調運動障害、発達性言語障害、LD（学習障害）と、発達障害の中に含まれるものが幾つかあり

ます。高機能自閉症は社会性の障害が中心になりますし、発達性協調運動障害は全身運動や手足を使う運動が苦手という問題になります。発達性言語障害は言語的な障害が中心です。LDというのは学習障害のことで、聞く、話す、読む、書く、計算するといった学習面の障害を持っています。これは必ずしも一つだけということではなくて、重複して障害を持っている方がかなりいることをご理解いただければと思います。

3-2. 発達障害とは

発達障害は目に見えない障害であると共に、個人差がある障害である

- 障害の有無は、周囲ばかりか、学生本人や家族にも気づかれにくい
- 同じ発達障害でも、あらわれ方や困っている状況は各々違い、個別ニーズに応じた支援が求められる
- 二次障害が起こる可能性がある
→気分障害(うつ)、睡眠障害、心身症、対人恐怖、ひきこもり、強迫性障害… など

SAITO GAKU UNIVERSITY

発達障害というのは、目に見えない障害です。見た目だけではすぐに分かりません。もちろん話をするので気が付く場合もありますが、身体的な視覚障害や聴覚障害、歩けないといった肢体不自由などとは異なります。それから個人差のある障害であることが、大きな特徴です。そのために障害の有無が、周囲ばかりかご本人やご家族にも気付かれ難い場合があります。もちろん障害の偏りが非常に激しいと、3歳位の健診の時にチェックがかかる場合もあります。しかし、子供の成長のプロセスには個人差がありますから、小中高の時期は、何となく見過ごされて、普通に生活できていた方でも、大学に入ってから初めて、「他の学生と少し違うかもしれない」ということが分かる場合があります。

同じ発達障害でも、表れ方や困っている内容がそれぞれ違っている場合が多いために、個別

のニーズに応じた支援が求められます。相談室を利用されるほとんどの学生さんも、それぞれ別々の対応が求められています。しかし、なかなか分かり難い、理解され難い、発見され難い、ただ何となく違う感じがするので子供の頃から変わった人だと思われる、いじめや先生方から誤解されて叱られやすいなどの経験が重なることが多いために、二次障害が起こる可能性があります。気分障害、うつ、睡眠障害、心身症などの身体的な障害のようなもの、頭痛、腹痛、吐き気、めまい、対人恐怖、引きこもり、強迫性障害などの障害が出てくる場合もあります。

そのために、本来は発達障害という障害であるにも関わらず、別の病状、症状のために別の診断名がついて、お薬を服用して、さらに状態が悪くなって本来の能力を発揮できない学生さんがいることもご理解ください。

4-1. 自閉スペクトラム症 (アスペルガー症候群)

知的発達には遅れがなく、言葉を流暢に使うので、幼少期に発達の問題に気づかれにくい。周囲に行動を合わせるのが難しいこともあり、幼い頃からいじめの対象になることも多い。

(特徴)

コミュニケーションが苦手… 場の空気や言外の意味が読めない
人の気持ちの理解が苦手、思ったことを悪意なく口にする
社会性の不足… 暗黙のルールが分からず、どのようにふるまえば良いかわからない、社会的な常識が乏しい
こだわり・想像力の問題… 関心と活動の範囲が限定されており、
こだわりが強く融通がきかない、新しい環境に適応しにくい、
記憶は得意だが、応用が苦手



次に、「自閉スペクトラム症」、アスペルガー症候群とよく言われているものを説明します。自閉スペクトラム症は、知的発達には比較的遅れがなく言葉を流暢に使うので、幼少期に発達の問題が気付かれ難いと言われています。逆に周囲に行動を合わせるのが難しいため、幼い頃からいじめの対象になることも多いと言われています。

その特徴の一点目は、コミュニケーションが苦手ということです。場の空気が読めない、言

外の意味が分からない、人の気持ちの理解が苦手、思ったことを悪意なく口にするなどから、人間関係が苦手という特徴があります。

二点目、社会性の不足です。暗黙のルールが分からず、どのように振舞うとよいのかが分からない、社会的常識が乏しいなどの例があります。例えば、遅刻してきても突然に扉を開けてズカズカ入ってきて粗雑に椅子へ座る、普通の学生でしたらもう少し静かにそっと入ってくるころなのに、場が読めない、状況が分からないというのがこれに当たります。

三点目、こだわりや想像力の問題です。例えば、関心や活動の範囲が限定されていて、こだわりが強く、融通が効かないことがあります。新しい環境に適応しにくく、記憶については得意だけど、それを応用することが非常に苦手などの特徴があるとされています。

この三つの特徴は、三つとも持っている方もいますし、どれかに特化して非常に強く出る場合もあります。行動としては、積極的な変わったタイプ、奇異に思われるようなタイプ、受け身的なタイプ、孤独を好むタイプなどです。他に、服装などに無頓着、生活パターンの変化を好まない、集団活動が苦手、視線が合わない、歩き方がぎごちない、手足が不器用で道具が使えない、感情の起伏が少なくて違和感がある、決まった場所に物が置かれていないと気になる、興味がないことにはまったく関心が持てないなどの例があります。

非常に独特な言葉の使い方をする、変わった言葉の使い方をする、過剰に丁寧な言葉を使う、何回も同じ言葉を繰り返す、抑揚のない話し方をする、話しがどンドンずれたり、相手構わず自分の関心あることばかりを話し続け「時間がないから止めてほしい」と言われるまで話し続ける、このようなことがあるようです。

4-2. 自閉スペクトラム症 (アスペルガー症候群)

具体的事例

※大学でよくある架空事例

1. Aくんは思ったことをすぐ口にするので、失礼な人と思われる。先日もゼミの女子学生に、「最近太りました?」と聞いたり、先生が皆にごちそうした料理を、「美味しくないですね」と言って皆をびっくりさせた
2. Bさんは、相手の話を聞いて理解するのが苦手な上に、関心ある事は相手にお構いなしに話してしまうので、友人が出来ず、授業やゼミに関する情報を得ることが出来ず困っている

アインシュタイン・ニュートン・ゴッホ・サティ・ミケランジェロなども、アスペルガー症候群だったと言われている



8

DAIICHI SHIKI UNIVERSITY

次に「自閉スペクトラム症」(アスペルガー症候群)の具体的な事例です。大学における架空事例を作ってみました。

- ① A君は思ったことをすぐ口にするので、失礼な人と思われる。先日もゼミの女子学生に「最近太りました?」と聞き、先生がみんなにご馳走した料理を「美味しくないですね」とみんなの前で言ってびっくりさせた。
- ② Bさんは相手の話を聞いて理解するのが苦手な上に、関心あることは相手にお構いなしに話してしまうため友人ができず、授業やゼミに関する情報を得ることができないで困り、孤立してしまう。

アインシュタイン、ニュートン、ゴッホ、サティ、ミケランジェロなどもアスペルガー症候群だったのではないかとされており、ある意味では非常に秀でた能力や才能や集中力を持っているので、偉業を残す人もいますが、社会生活上では困った人だと思われる場合も少なくありません。

4-3. 自閉スペクトラム症 (アスペルガー症候群)

特徴(長所)

- ・記憶力が高く集中力があり、興味ある事なら何時間でも取り組める
- ・物事に真面目に取り組む
- ・根気や緻密さを求められる作業もやり遂げられる
- ・常識にとらわれない発想が出来る
- ・正直でうそがつけない
- ・ルールや決まりをしっかり守る
- ・他の人に惑わされず、マイペースで物事を進めることができる
- ・規則正しい生活を好む



9

DAIICHI SHIKI UNIVERSITY

「自閉スペクトラム症」(アスペルガー症候群)の長所ですが、記憶力が高く、集中力があり、興味のあることなら何時間でも取り組めることから、本人に合った職に就けば長所を活かしていくこともできます。

物事に真面目に取り組む、根気や緻密さを求められる作業もやり遂げられる、常識にとらわれない発想ができる、正直で嘘がつけないという特徴もあります。嘘がつけないということは上手い言い訳ができないのです。例えば、遅刻の理由を問われて「朝起きて、家を出ようとしたら猫がいて、かわいそうで、つい世話をしていたら遅れました」とありのままに答えてしまいます。当然、そのような言い訳は社会では通用しません。もちろん都合のいいような嘘をつけることがいいというわけではありませんが、こういうことを平気で言う傾向があるということです。

ルールや決まりを守る、守られすぎると弊害がある場合もありますが、しっかり守れるという利点があります。他の人に惑わされず、マイペースで物事を進めることができ、規則正しい生活を好むということも言われています。ただし、聴覚的な刺激や視覚的な刺激について感覚が鋭いため、騒がしい場所や眩しすぎる場所に対して非常に敏感に反応します。従って、環境を整えてあげる必要があるということもご理解

ください。

4-4. 自閉スペクトラム症 (アスペルガー症候群)

サポート

- ・抽象的な表現を使わず、具体的な指示をする
(期限・回数・範囲など数字や視覚的に伝える)
- ・指示をする時には、できるだけ簡潔に分りやすく伝える
(余計な情報は省く)
- ・一度にいくつものことを指示しない
- ・変更が生じた場合、その後の予定や見通しを伝え、全体の流れが分かるようにする
- ・ミスした際には、叱るのではなく、正しい方法を教える

指示は具体的に、視覚的情報を利用する

10

SAITO SUZUKA UNIVERSITY

自閉スペクトラム症のサポートとして、教育上、先生方がどのように配慮したらよいかということをお伝えしました。このような学生さんは「君はどう思うか」「一番いいと思うやり方を教えてください」という抽象的な表現や質問をされると混乱してしまうため、具体的な指示をするとよいと言われています。しかも、聴覚的に入ってくる情報は非常に捉えにくいいため、できれば板書やプリントなどに、期限、回数、範囲、数字などを書いて視覚的に伝えていただくと、間違えずに行うことができます。また、指示をする時には、できるだけ簡潔に分りやすく伝える、ボディランゲージを多く入れたり、遠回しな言い方や諺を使わず、内容を具体的に簡潔に伝えていただくのがよいと思います。また、一度に幾つもの指示をしない、変更が生じた場合、その後の予定や見通しを伝えて全体の流れが分かるようにする、ミスした際には叱るのではなく、正しい方法を指導するということがとても大切です。

このような学生さんは、ソーシャルスキル・トレーニングでコミュニケーション技術を少しずつ身につけていくことから周りに合わせるということについて学んでいきます。やはり時間がかかりますので、できるところで先生方が具体的に視覚的に指示していただくこと

が、その学生さんにとってプラスになるのではないかと思います。

5-4. AD/HD (注意欠如・多動症)

注意力の持続が難しく、落ち着かなさがあり、うっかりミスが多い。
計画的に段取り良く進めるのが苦手、自分の行動の管理に困難を感じる。

(特徴)

- 不注意**…集中力が続かず他の刺激に気を取られやすい、課題に対して不注意な過ちや単純なミスが多い、よく物をなくす
- 衝動性**…我慢が苦手な衝動的に発言、依存しやすい性質
- 多動性**…落ち着きがなく、人の話を静かに聞けない

その他の特徴…複数の課題をこなせない、優先順位が付けられない、計画が上手く立てられない、人との分担作業が苦手、聞かずに忘れたり説明を聞かずに始めてしまう、一度に多くの事が覚えられない、見通しの甘さがある、飽きっぽい など

11

SAITO SUZUKA UNIVERSITY

次に「AD/HD」(注意欠如・多動症)について説明いたします。注意力の持続が非常に難しく、落ち着かなさ、うっかりミスが多いと言われています。計画的に段取りよく進めるのは苦手で、自分の行動の管理に困難を感じています。本人も自分でうまくできないことは感じており、相談に来るケースが結構あります。

特徴として大きく分けて三点あります。一点目は、不注意です。集中力が続かず、他の刺激に気を取られやすい、課題に対して不注意な過ちや単純なミスが多い、物をよく失くす、これが典型的なタイプだといわれています。身だしなみに無頓着ということも結構あります。

二点目は、衝動性です。我慢が苦手な衝動的に発言してしまう、依存しやすい性質がある、順番が待てない、思いついたことをつい口に出す方がいます。例えば、先生が教室で誰かに質問や話をする時、指されていないのにすぐ答えを言ってしまう場合があります。

三点目は、多動性です。落ち着きがなく、人の話を静かに聞けない、早口で絶え間なく話し続ける、貧乏ゆすりをするなどです。もちろん、貧乏ゆすりをしている人が全員そうだということではありません。

その他の特徴として、複数の課題を同時にこ

なせない、優先順位がつけられない、計画立案が苦手、人との分担作業が苦手、説明を聞かずに作業を始めてしまう、一度に多くのことが覚えられない、見通しの甘さがある、飽きっぽい、このようなことが挙げられています。

5-2. AD/HD (注意欠如・多動症)

具体的事例

※大学でよくある架空事例

1. Aさんは、予定を立てるのが苦手で、レポートの提出期限や試験日時を間違えることが多く、先生に怒られたり、単位を取れなかった科目がある
2. Bくんは、刺激に気を取られやすいために、授業に集中できず、他の人と作業分担するのも苦手で、周囲から協調性に欠けると思われている
3. Cくんは、片付けが苦手で、大切な資料や教科書がどこに行ってしまったか、分らなくなってしまうことが多く、大きなカバンの中はいつもぐちゃぐちゃで、試験前になっても、何から手を付けたら良いのかわからない

AD/HDの大学における架空事例を挙げました。

- ① Aさんは予定を立てるのが苦手で、レポートの提出期限や試験日時を間違えることが多く、よく先生に注意される。単位を取れなかった科目がある。
- ② B君は刺激に気を取られやすいために、授業に集中できず、他の人と作業分担するが苦手で、周囲から協調性に欠けると思われている。
- ③ C君は片付けが苦手で、大切な資料や教科書を失くしてしまうことが多く、大きなカバンの中はいつもぐちゃぐちゃで、試験前になっても何から手を着けていいか分からない。大事なプリントを先生から受取っても、カバンに入れておしまいにしてしまい、結局、試験の時にそれが見つからない。また、大事な約束でも遅刻を頻繁にする、ゴーサインを待てないこともよくある。

5-3. AD/HD (注意欠如・多動症)

特徴(長所)

- ・好奇心が旺盛
- ・自ら創意工夫する
- ・コミュニケーション力に長ける
- ・根に持たない、後腐れがない
- ・判断力・実行力がある
- ・短時間で片付けられる仕事は得意
- ・個性を活かして能力を伸ばすことを求められる場では、優れた人材となることもある

AD/HD (注意欠如・多動症) の特徴 (長所) です。好奇心が旺盛でいろいろなものに関心を持つ、自ら創意工夫をする、コミュニケーション力に長ける、根に持たない、後腐れがない、判断力・実行力がある、短時間で片付けられる仕事は得意、個性を活かして能力を伸ばすことを求められる場では優れた人材になることもあると言われています。このような長所を授業の中で伸ばしていただけると、彼らは自信を持ってやっていけるといことです。

5-4. AD/HD (注意欠如・多動症)

サポート

- ・大切な話をする際は、静かな部屋など集中できる場所を利用するなど、環境調整を行う
- ・作業は同時に複数求めず、1つずつ確実に行わせる

本人へのアドバイス

- ・ToDoリストを作る
- ・スケジュール表やタイマーを活用する
- ・色別のファイルで配布書類を管理する
- ・予定を詰め込み過ぎない など

期限・期日を明確に提示、リスト・手帳の活用を勧める など

次に、AD/HDのサポート、先生方にご協力いただきたいことです。大切なお話しをする場合、極力静かな部屋など集中できる場所を利用し、ゼミ室で他の学生がいない時など、環境を整えていただけると、内容が比較的しっかり相手に伝わります。同時に複数の作業を求めず、一つずつ確実に行うように指示していただければと思います。

本人へのアドバイスです。やらなければいけない「ToDoリスト」を作ること、スケジュール表やタイマーを利用すること、例えば、長時間続けて集中してしまうと、気がつけば時間が過ぎていたということがありますので、タイマーを活用するとよいなどの助言をしていただくとよいと思います。色別のファイルで配布書類を管理する、予定を詰め込みすぎない、このようにアドバイスしていただけると、比較的順調に作業が行えます。指示や約束事はメモにして渡すことで、比較的きちんと行うことが多いと思います。ミスや失敗を強く責めたりせずに、苦手なことを無理強いしないで、本人の持っているよいところを伸ばすように対応していただけると、と思います。

6-1. 障害を抱える学生の理解とサポート

<障害の理解>

発達における障害、治せるものではなく、
抱えて生きるもの

- 本人も家族も苦しんでいる
- 同じ障がいでも、困っている状況はそれぞれ違う
(個別性)
- 特徴を理解した、個別的な対応と配慮が必要
(合理的配慮)



15

DAIICHI KAWA UNIVERSITY

全体を通したお話しの中である程度ご理解いただけたと思いますが、障害を抱える学生さんの理解とサポートは、障害を理解するという点では、「発達における障害である」「治せるものではない」「抱えて生きていくもの」とお考えいただければと思います。AD/HDの場合、お薬も開発されていて、それらを使って集中力を高めたりできる場合もありますが、実際に使っている学生さんから、眠くなったりするなどの副作用があるため、「この薬はあまり好きではない」などの相談を受ける場合もあります。同じ薬でも効く人、効かない人がいるようですの

で、薬さえあれば大丈夫というわけではありません。また、障害のためにご本人もご家族も苦しんでいることをご理解いただきたいと思います。特に自分が発達障害だと診断されている場合、または医師から「このようにしてみたら」とサポートを受けていない学生は、うまく行動できないことを全て自分のせいにしてしまう傾向もあります。自分は「皆ができることをどうしてできないのだろう」と自分を責める、劣感を強く持つことがあるということをご理解いただきたいと思います。

同じ障害でも困っている状況はそれぞれ違っていています。障害の度合いがそれぞれで異なるので、一律にこういうやり方をすればよいという方法はありません。特徴を理解して個別的な対応と配慮が必要です。合理的配慮を求められているのは、この個別的な対応についてです。しかし、ここが先生方にご協力いただく上で非常に難しいところだと思います。他の学生と比べて特別扱いをするということではなく、その障害をある程度フォローし、他の学生さんと同じように評価していく、そのような視線での合理的配慮が必要ということになります。

6-2. 障害を抱える学生の理解とサポート

<連携と守秘>

- **連携**
 - ・ひとりでサポートには限界がある場合、チームサポートを考える
- **信頼関係を大切に**
 - 人との信頼関係において、秘密を守るということは大切なこと
- 連携するときには、基本的には**本人の了解のもと**に行う

聞いたこと総てが個人情報である
ことを心にとめる

16

DAIICHI KAWA UNIVERSITY

サポートとして、先生方お一人おひとりがサポートしていただくのはとても難しいことですし、私ども学生相談室だけでサポートできるものでもありません。障害学生支援の担当の者も

そうだと思います。つまり、チームサポートを
考えていくことになります。大学全体でのサポ
ートに限らず、部分的なところでよろしければ、
授業の先生と連携しながらサポートしていくと
いう場合もあると思います。

そこで大事なことは、その学生さんとの信頼
関係です。チームで連携する上で、学生さん本
人の持つ障害や置かれた状況、必要とされるサ
ポート内容について、関係各部署の担当の方に
知っていただく必要はありますが、基本的に本
人の了解のもとに行うことがとても大事です。
よかれと思って本人の同意を得ずに「こういう
ふうに言っておいたよ」と言うことも、本人に
とってみれば、プライバシーや個人情報を勝手
に漏らされたことになります。本人の了解を得
た上で本人と共に情報を伝えることが大切で
す。学生相談室でも伝える内容は、確認し合
いながらやっています。

信頼関係をしっかり持つことで、よりよい環
境を作ることもできますし、それに対して秘密
を守ることもできます。何でもかんでも話さな
い、伝えないことが秘密を守ることでは
なくて、本人の了解を得た上で、情報を手にし
た者は約束事の中で情報を、その学生さんにと
って一番よい形で使っていくと考えていただ
ければと思います。

7-1. 学生への支援について

これまで行われてきた支援 ……

- 発達障害の学生や家族と一緒に、問題解決に向けて環境調整を行ったり、場面ごとに適切な方法を伝える
- 必要に応じて、様々な部署・教職員と連携し、修学環境を整える
- 診断書を元に、学生自身から授業担当教員に説明、または本人の了解を得て、教務事務室・学部事務室や学科主任に伝え、学科会議などで授業担当教員に周知してもらう



17

DAIYO BLANK UNIVERSITY

これまで行われてきた支援についてお伝えし

たいと思います。発達障害の学生さんは、ご本人とご家族が一緒にみえて問題解決に向けて環境調整を行います。具体的に場面ごとに適切な方法をご本人に伝えます。それから、必要に応じて様々な部署や教職員の方々と連携して修学環境を整える、個々の先生方に連絡をしたり、学科主任に連絡したりしながら行ってきました。診断書を基に、学生さん自身から授業の担当の先生方に説明する、ご本人の了解を得た上でこちらから教務事務室・学部事務室や学科主任に伝えて学科会議などを通じて授業担当の先生方に周知していただくなど、今まではケースバイケースで支援してきました。

7-2. 学生への支援について

これからは ……

発達障害の学生をサポートする、全学的な体制づくり

そのために必要なことは…

- ・発達障害のある学生が、**身近に増えている現状**を改めて認識
(障害の診断が出ていなくても、傾向がある場合もある)
- ・学生対応時、**学生への合理的な配慮やサポート**を行う
(障害があることが、明確でない場合もあろう)
- ・修学環境を整える上での、**連携と学生相談室の活用**

18

DAIYO BLANK UNIVERSITY



今後については、これらに加えて発達障害の学生をサポートする全学的な体制づくりがとても大事だと思います。申し出や、診断されているという個々の学生さんだけではなく、診断されていないが、そういう特徴を持っているという判断が非常に難しい学生さんが増えています。いろいろな場面で「この学生さん、もしかしたら発達障害かもしれない」と思われる場合もあると思いますが、その学生さん自身は診断されているとは限らないわけです。全学的な体制というのは、学生さんから個々に申し出がある、だけでなく、先生方の負担は増えてしまっていますが、本来の業務にプラスして、少し変わった学生がいると感じた場合に気を配る、

「もしかしたら発達障害を持つ学生さんがこの中にいるかもしれない」ということを考えていただきながら、慎重に様々な情報を得た上で、対応をしていただくことが必要になってくるということです。

最後に、「学習環境を整える上での、連携と学生相談室の活用」と記載しましたが、個々の学生さんに関する情報について、「このような学生がいるけれど、どのようにサポートしたらよいでしょうか」というご相談があれば、板橋と東松山校舎、どちらの学生相談室でもお話を伺った上で、サポートのご相談やヒントをお伝えすることができるのではないかと思います。

8. 事例紹介 (DVDより)

アスペルガー症候群に的を絞って

1. 【事例1】講義
 - ・的外れな質問
 - ・ざわつきが耐えられない
2. 【事例2】研究室
 - ・社会性の不足
 - ・対人距離のズレ
 - ・言葉の解釈のズレ
 - ・一方的なコミュニケーション
3. 【事例3】窓口対応場面
 - ・要領を得ない説明
 - ・気になることがあると、それしか考えられない




※ 中部大学学生相談室作成DVDより

これから中部大学の学生相談室が作成されたビデオ (DVD) をご覧いただきます。これはあくまでも自閉スペクトラム症 (アスペルガー症候群) の学生さんの模擬事例です。非常にリアルなものとなっておりますので、参考にしていただければと思います。15分ぐらいのビデオです。

《ビデオ上映》

9. 学生への支援について

【東松山キャンパス】

管理棟1F 学生支援課前・保健室隣
TEL 0493-31-1639 <内線6717>
担当: 吉澤(ヨシザワ)

【板橋キャンパス】

1号館1F 学生支援課の奥・保健室隣
TEL 03-5399-7398 <内線 2408>
担当: 小市(コイチ)

<学生相談室構成メンバー>

臨床心理士(常勤・非常勤) / 教員兼任相談員 / 精神科医(校医)

★気軽に立ち寄りください

吉澤 アスペルガーの学生さんに関する事例のビデオをご覧いただき、具体的にお分りいただけたかと思います。

最後に、学生の支援についてそれぞれのキャンパスの学生相談室の連絡先を掲載しておきました。板橋校舎には小市カウンセラー、東松山校舎には私がおります。もし何かございましたらお気軽にご連絡ください。ただし、学生さんと面談中は「何時までお待ちいただけますか」とお答えすることもあります。どうかご了承くださいければと思います。

10. 参考資料など

日本学生支援機構

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(平成26年度改訂版)
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html#guide_pdf

日本学生相談学会

「発達障害学生の理解と対応について-学生相談からの提言-」
<http://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/2015/05/8d91cf89c91c0a5291f64b7310d3a09d.pdf>

図解 よくわかる 大人のADHD【注意欠陥多動性障害】 ナツメ社

図解 よくわかる 大人のアスペルガー症候群 ナツメ社

参考となるホームページと本を記載いたしました。この本は学生相談室に置いておりますので、ご覧になりたい場合にはお見せすることができます。

ご清聴ありがとうございました



22

SHUICHO KAWADA UNIVERSITY

それでは、以上、発達障害に関する理解と適切なサポートについての説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。



司会 吉澤先生、大変参考になるご講演をありがとうございました。

次のプログラムのディスカッションに移らせていただきます。先生方からは様々なご質問があるかと思えます。素朴な疑問を専門家のお二方、種ヶ嶋先生と吉澤先生にご質問いただきまして、それを起点としてディスカッションさせていただければと思います。

それでは、まず私から講師のお二方に質問させていただきます。発達障害、精神障害のある場合の判断について、どうすればいいのかということを吉澤先生からご講演をいただきましたが、どのようにしたら事前に分かるものなのでしょうか。

吉澤 例えば、入学の時点でご本人や保護者の

方からご相談があった場合、学生支援課を通して学科主任などにご連絡する場合があります。授業にサポートが必要な場合には学生自身からも具体的に「このような内容でサポートをお願いします」と申し出をされる場合も多くありますので、それが一つの事前に分かるケースだと思います。

それ以外の、本人の申し出がなかった場合ですが、本人の自覚や認識がない、気が付いていない、障害があると思っていない学生さんについては、非常に難しいものがあります。逆に本人が困って相談に来る場合、そこから先生方にご相談させていただくこともありますが、ご本人は「自分の苦手な分野だからうまくいかないのだ」と諦めてしまっている場合もあります。そういう時は先生方から学生さんに、ご本人の状況などをお聴きいただく中で、「ただ苦手なだけではない、変わった感じや対応してあげた方がよさそうだ」という感じがありましたら、そこで相談室へお声かけをいただければ、「こんな対応ができるかもしれません」とお伝えできることもあると思います。

司会 種ヶ嶋先生にお聞きします。気が付いていない学生がいるというお話がありました。ご家庭の中で、親御さんが気付いていて、本人は気が付いていないというケースは多いのでしょうか。

種ヶ嶋 本当にケース・バイ・ケースだと思いますが、親御さんが気付いていて、本人が気付いていないということは少し考え難いと思います。何故かというと、本人が困っていることが分かっているのであれば、親御さんの方も同じような思いを共有しているということがありますので、そこから相談へ発展していきます。大学ではなくても、小学校とか中学校のレベルで早期に対応されていくということになっていく

と思います。つまり、親御さんも気付いていないケースの方が多いのではないかと思います。ただし、気付いていても伏せているということももちろんありますので、そこは絶対とは言えません。しかし、親御さんも気付いていないという方が多いかと思ひます。

司会 発達障害に気付いているという場合、さまざまな支援を受ける上では、診断を受けて認定された方がよいのでしょうか。

種ヶ嶋 幼少期ですと、例えば児童相談所等を通して療育手帳の判定という、軽度発達障害を公に認めるような制度があります。または、精神障害者手帳を通して支援を受けていくこともあります。ただし、それは社会的な偏見という壁がありますので、児童相談所等の立場からすると、むやみに「手帳を取りなさい」ということを積極的に言えるかと言われると、躊躇してしまいます。手帳を受取るメリット、デメリットがあります。センター試験などで1.3倍の延長時間が得られるのは、何かしらの診断や手帳という公的な判断が求められることとなりますので、そういう部分と社会的な部分の、自分の活躍している場のバランスを見ながらの判断になってくると思ひます。また、プライバシーの問題もありますので、簡単に言えることではないと思ひます。

司会 非常に難しい問題だと思ひますが、センター試験で1.3倍の時間が考慮されるということは、センター試験開始前までに、事前に証明書が出される審査が行われているということになりますか。

吉澤 事前にそういう申し出があった場合ということなので、当日に「そうさせていただきます」というのは受入れられないと聞いています。また、診断が出ていてもご本人に告知されない場合もあります。主治医が「20歳になってから伝

える」「もう少ししてから本人に状況を伝える」と判断するというケースもあります。友人関係などのいろいろなトラブルなどがあり、保護者と一緒に病院へ行き、診断書を親御さんが持ってきても、ご本人自身が発達障害だと知らない場合も結構あると思ひます。そのような場合、先生方としても対応が非常に難しくなってしまうケースもあることをご理解いただければと思ひます。

杉森 今のことに関連してお尋ねしてもよろしいでしょうか。求められる対応、教育方法等のところで試験や成績評価の配慮まで謳っています。そうすると、種ヶ嶋先生と吉澤先生がお話しされたように、診断書のような客観性のある根拠がないと、教員がそこまで配慮するのは一般的には難しいと思ひます。本人がそれを拒否した場合、どうしたらよろしいのでしょうか。

沼口 その前に、冒頭の学長挨拶でダイバーシティとインクルージョンという言葉が言われましたが、ダイバーシティとは多様性です。多様性というのは、違いを前提にインクルーシブが始まるわけで、多様性を前提としなければ質問でおっしゃったことはなかなか実現不可能なわけです。宗教、肌の色、人種、文化が違うとか、違いがあって初めてその人達をどう包摂していくかというのが始まるわけで、何故か分からないところに包摂ということではないと思ひます。

その意味で日本の公立学校は11%か12%位、特別支援学校・学級があります。小中高もあります。そういうところから来る学生について、特別支援学校・学級から来たということが仮に書いてあるとすれば、それはそれなりの対応、例えば「支援学級でこのような症状が出ていました、こういう対応をしてください」と申し送りがあれば、そういう対応はできると思ひます。

しかし大学に何%の人が、特別支援学校・学級から来ているのかというデータすら、あるのか、ないのか、分からないような感じです。この問題について言えば、基本的にどう違いがあるのかということをはっきりさせることからしか救済や対応は始まらないように思います。そこを含めて教えていただければと思います。

司会 吉澤先生、お願いいたします。

吉澤 絶対的な回答はできませんが、実際にご本人がお困りになって相談される場合は、「もしかしたらこういう可能性もあるかもしれないけれど、自分ではどう思う？」というお話しをしながら、もしそうであれば、「専門の病院で診断して診断書を持ってくると、そこからスタートになるかもしれない」というお話しをすることはあります。しかし、これからは、ご本人以外からの相談が増えてくるだろうと思います。先生方から「少し変わった学生さんがいるのですが、どうでしょうか」という場合、私どもも診断書がない場合には「絶対にそうです」とは言えません。

そこで、先生方から学生さんへ、具体的にどういうところで困っているのかを聞いて確認していただきながら、少しずつその認識や自覚に向けた方向性へ持っていくしかないと思っています。特別支援学校・学級から入学してくる学生さんも、他大学のお話しを伺ったのですが、本人からの申し出はなかったけれど実は中学まではそういうところへ行っていたとなど、後になってから分かる場合もあるそうです。しかし、学生さんによっては、そのようなプロセスを経ても、他の学生さんと同じように特別なサポートがなくても単位を取って卒業していく事例もあるそうです。そういうお話を伺うと、特別支援学校・学級にいたからといって支援が必要なのかという判断は非常に難しいと感じてい

ます。それぞれの個別性があるので、具体的に相談者の話を聞きながら、何が必要かを考えていくしかないと思います。現場にいる私は思っていますが、種ヶ嶋先生はいかがですか。



種ヶ嶋 吉澤先生の資料の2ページに、自閉スペクトラム症の紹介があります。自閉症のスペクトラムというのは、資料に記載がある通り連続体という意味で、グレードが知的な遅れもあるし、遅れもないし、一つひとつが繋がっているラインになります。明確な違いはどこだと質問されると、非常に言及しにくく、発達障害とはそういう現象が出ているということ、まずここは押さえておいていただきたいと思います。

その中で、どこに違いを見出していくのかということですが、例えば生育歴の聴取や、心理検査の結果、普段の適応状態、いかに社会環境において不適応な状況を起こしているかということを経験的に判断して、初めてある種の療育手帳の判定に入ることになります。

(※付記：自閉症の診断基準)

司会 よろしいでしょうか。

杉森 もう少しお聞きしてもよろしいでしょうか。そのような病態の話も大事ですが、私ども教員がどのように対応すればよろしいかということでは、何らかのルール作りが必要だと思います。これは透明性も持たなければなりません。客観的な第三者、外部の意見書のようなもので、

職場のメンタルヘルスでは普通に行っていることです。もちろんご本人の同意をいただいた上でという形です。ご本人が本当に悩んで困っているのであれば、そういう形で受診勧奨をしていただいて、第三者のお墨付き（根拠）をもらった上で対応を取っていくのがフェアではないかと思いますが、いかがでしょうか。

吉澤 実際に可能性が高いと思う学生さんが、保護者の方も一緒に相談に来てくださり、ご相談をした上で、外部の病院へ行き、診断を受け、診断書を持ってきていただく場合もあります。今までもそのようなケースがありました。しかし、今後は事前にご本人が相談室でそこまでの相談をされない場合も増えてくると思います。何らかのサポートが必要な時に、相談を受ければ、「診断書などが必要である」とお答えすることができるとは思いますが、それ以外の、相談に来られない学生さんについては難しい問題だと思います。

種ヶ嶋 学業上に著しい困難をきたして、学生がこの状況を何とか改善していこうという時、例えば病院の診断を受けることによってその状況を打破できるのであれば、ドクターの診断を受けて公的な支援を受けられるような手帳を受け取り、支援を受ける。このような場合、全学的なサポートとして考慮に入れていかなければいけない部分の一端ではないかと私自身は考えています。

杉森 少し混乱させてしまうかもしれませんが、先程、学生が拒否をした場合というお話しをしたのは、例えば、ご本人の判断力が弱っている時に、自傷他害、自殺するとか、「誰々が憎いから一発殴ってやろう」とか、そのような情報があった場合、それでも守秘義務ということになるのでしょうか。

吉澤 自傷他害の場合、守秘義務には該当しま

せん。自傷他害と、今の発達障害の診断書はまた別の問題になると思います。

杉森 発達障害で二次的に自傷他害があるということは、よくうつ病を併発してとか、そういうことがありますよね。

吉澤 二次的としてですが、可能性はあると思います。自傷他害の話があった際には、保護者や先生方への連絡や連携は必要だと思います。もし私どもの前でそういうお話があれば、「あなたのためにも守秘という形ではできない」ということをお伝えした上で連絡を取ったりします。

杉森 ありがとうございます。



質問者 A 関係プレーで発達障害の学生さんに対応されたという事例はありますか。それと、対応したことで学生さんが無事卒業したような事例が今までにありますか。守秘義務の問題と言われると、難しいのですが、教員としては採点や単位の判断がありますから、いろいろなことが分かっていた方がいいのではないかと思います。学生さんは大学での社会生活を営まなければいけないわけですが、私どももそれをきちんと分かった上で、ご本人とご家族のことも含まれてくるのではないかと思います。卒業したということは、単位を取得できたわけですが、大学側としてはどこまで責任を持ってその学生さんと対応していくのというルールも

持っていた方がいいのではないかと思います。私の経験上ですが、そういう学生さんは途中で退学するケースが多いです。無事卒業していく学生というのは大学での社会生活がきちんと営まれていたということだと思っていますが、今まで吉澤さんの方で何か困ったということはございますか。

吉澤 それはケース・バイ・ケースだと思います。

質問者 A 追跡調査をされているのかどうかも教えてください。

吉澤 卒業してからのことは、申し訳ないのですが分かりません。

質問者 A 卒業されていくというのは、3、4年生になったら6学部の場合、板橋校舎に行くことになりますよね。

吉澤 その場合は学生相談室を通して、板橋校舎に申し送りをしてサポートしていくことになります。

質問者 A 単位、授業のサポートをしながら、評価をしていかなければいけないのですが、発達障害のことで、学生相談室に相談に来る学生数が増えているのでしょうか。

吉澤 発達障害のある可能性のある学生さんがいたけれど気が付かないで来ていた場合が以前からあったと思います。しかし、発達障害が取上げられるようになったことによって、気になる学生さんとして相談にのる、学生さんが「自分はもしかしたらそういうところがあるのではないか」と感じて相談に来るというケースは増えてきているように思います。

質問者 A ありがとうございます。

司会 皆様、ありがとうございます。そろそろ終わりの時間となりました。極めてグレーゾーンなテーマですが、このような研究会をすることによって、発達障害の学生さんの特性を把

握することによって、先生方からの理解ある対応をしていただくことが大事なのかと私個人は思いました。

それでは、閉会の辞をFD委員会委員長、小松副学長よりお願いしたいと思います。

小松 閉会の辞を述べさせていただきます。吉澤先生にご講演いただき、そして種ヶ嶋先生から専門的なお話をいただきましたことに、まず御礼を申し上げます。ありがとうございました。

「発達障害に対する理解と適切なサポート」というテーマを選んだ理由ですが、FD委員会としてはこのテーマをいつか扱わなければいけないと以前から考えておりました。スポーツ・健康学部では学部内のFD活動としてこのテーマを以前から探求されてきたと伺い、本委員会としては昨年度、その様子をレポートという形で参照させていただき、私どもも参考になったところでした。さらに引き続いてこのテーマで学部内に実施されるということで、FD委員会からぜひ共同開催とさせていただきますということで、今回、このように全学での実施とさせていただいたという経緯です。ご協力いただきました杉森学部長、FD委員の佐藤先生には大変感謝しております。

冒頭で学長からもお話しがございましたが、本学は身体の障害に関してはさまざまな対応策が練られてきており、ある程度確立した部分がございますが、この問題については合理的な配慮という考え方で、今後さまざまな対応を練っていかねばいけない状況でした。このような時期での今回のFD委員会のテーマは、この問題を考える際の非常にいいテーマ設定だったのではないかと考えています。

参加された先生方から様々なご意見をいただきましたし、問題意識は非常に高まったのではないかと考えております。発達障害に対する守

秘義務を含めた配慮の仕方や、全学としてどのように現状把握をすればよろしいのかという問題提起がございました。ご講演の中でご指摘がありましたが、どのような状況でも学生からの信頼関係を前提としたチームサポートを、これからどのように築いていくかということが、本当に学生支援センターのこれからの課題となるわけで、大変にいい機会を得たと思っております。FD委員会としては引き続きこのテーマを追っていきたいと考えておりますので、次回のテーマ設定についてもご意見があればお願いいたします。

最後に、ご参加いただきました皆様には活発なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。これで閉会の辞とさせていただきます。

司会 最後に、本日ご講演いただきました種ヶ嶋先生と吉澤先生に拍手をお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

※自閉症とは、「1. 対人関係の障害」「2. コミュニケーションの障害」「3. パターン化した興味や活動」の3つの特徴をもつ障害で、生後まもなくから徐々に明らかになります。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害と呼ばれています。

先生方から寄せられた質問に対する、専門家からのアドバイス

Q1 発達障害、精神障害、その他問題があると思われる生徒への対応方法で、知りたいと思うことについて具体的にお書きください(下線部が臨床心理士、種ヶ嶋先生からのご返答になります)。

(質問①)発達障害、精神障害であると思われる学生の判断についてどうすればよいのか(こちらで明らかにそうであると思っても、確実にそうであるという根拠がない。)

(回答)発達障害の判断は医師が問診・成育歴・心理検査等を通して行いますので、正確な判断はできません。しかしながら、「コミュニケーションが取れない・相手感情への想像力が著しく乏しい・ストレートにモノを言いすぎ対人関係トラブルが頻発する」このようなエピソードで、生活がうまくいっていないのである場合は、配慮を要するケースが多いです。

(質問②)発達障害を理由に授業への参加を断ることが出来るのか(特に実技授業や野外系実習授業)。

(回答)実習参加することで、明らかに命の保証が難しい場合は断ることも可能になるでしょう。しかしながら、それには断る理由を説明し納得してもらうことが必要になります。また、もし説明しても理解が得られにくい見通しがある場合は、学生支援センターや校医、保護者等に経緯を説明し、協力を得ることも一つの方法とも考えられます。

(質問③)授業内で特別な配慮をする必要があるのか否か。

(回答)特別な配慮はケースバイケースのことが多いです。当該学生が、何が出来て、何が出来ないのか、その点を見極めることが重要です。学生の怠慢の範囲で行っていることは、指導という範囲で行えると思いますが、障害から派生しているとするならば、特別な配慮も考慮に入れる必要があります。まずは学生本人の訴えに耳を傾けるとともに、保護者や支援センターに教員が相談することを考慮に入れてほしいと思いますし、一教員だけで悩むことではありません。

(質問④)発達障害、精神障害、その他問題があると思われる学生の存在を一緒に授業を受けている学生にどのように伝えるか。経験的には何となく以心伝心で伝えていたがそれでよいのか。

(回答)集団指導・グループ学習をする中で、当該学生が何らかのトラブルになることが予想されるのであれば、周囲の学生を個別に呼んで理解を求めるやり方もあります。しかしながら、まずは当該学生を呼び、学生と教員がコミュニケーションを取り、教員が心配していることを優しく伝えてみるのが、大切なことと思います。そのような中から、当該学生が周囲に話してほしいと教員に話すこともありますので、信頼関係を作ることが重要です。

(質問⑤)大学生として入学が許可された発達障害や精神障害を伴う学生、あるいはその他問題があると思われる生徒の場合で、先生が言ってしまうそうでは言えない事。禁忌的なワードはあるか。発達障害であるとわかったとき、本人に対してどのような接し方をすれば良いか(言葉遣い、内容など)。

(回答)一般学生と同じ振る舞いで大丈夫です。もし付け加えるならば、過去の体験から被害感が強いこともありますから、被害妄想を助長するような、不確かな情報・噂話を伝えることなどは控えた方が良いでしょう。

(質問⑥)他の学生と同様の対応では単位取得が不可能であると判断される場合、(本人からの申し出がない状態で)単位取得に向けて特別な配慮をする必要があるかどうか。

(回答)やみくもに特別な配慮を行う必要はないと思います。しかしながら、出席状況や授業への取り組みが良好にもかかわらず、学業成績で結果が出せない。それも障害の要素が否定できない時は、当該学生自身が障害に気づいていないケースが考えられますので、学生とコミュニケーションを取り、学生支援センターや相談室などへ繋げることをお勧めします。

(質問⑦)禁止種目、禁止事項などを具体的に知りたいです。また講義科目では講義中にどのような症状が出るか、学生に対する禁句などを知りたいと思います。

(回答)座学でのトラブルは少ないと思います。しかし、本人の障害特性によっては、「視覚面の障害」や「聴覚面の障害」で授業に集中できない場合が考えられます。視覚面では例えば、周りの情報が多く入り気が散ってしまうならば、前方へ座らせる。また聴覚面は例えば、大きな音に過敏性を示すならば、静かな環境に努める(イヤーマフを許可する)など、音への配慮をする等が考えられます。

また、学生が興奮・混乱してしまった場合、まずは落ち着かせる工夫が必要です。落ち着くことが出来たら、穏やかな口調でそのことを褒めて、助言を伝えていくことも重要です。

Q2 これまでに先生方が経験された発達障害、精神障害、その他問題があると思われる生徒への対応事例について具体的に記載してください(こちらはこれまでの事例のご紹介となります。)

・野外系実習において、周りを同じ事をする事が出来ずに結局グループを離れ教員がマンツーマンで指導する形となった。

・講義で勝手に教室を出ていくようなケースはその場では咎めず、戻ってきたとき、次回に授業時に理由などを尋ねるようにしている。それが障害かどうかは、分からないので対応に苦慮する。クラスのサイズが小さくなると問題行動も起こりにくいような印象がある。

(本学での経験ではないが)学生だけでなく教員とも関わりを持とうとしない学生がいた。そのため、授業時には孤立してしまう傾向にあった。周囲の学生も、状況によっては対応に苦慮していた。けれども授業には休まずくるし、遅刻もしない教員としてのそのケースの対応としては、まずは教員とコミュニケーションを少しでもとれるようにと思い、授業開始前の時間に、(こちらに反応しなくとも)何気なく声をかけ、会話を成立させようと試みた。半期中の当該学生ならびに他の学生の様子を観察していると、学期開始当初に比べて、当該学生について他の学生がその存在をみとめ、当該学生もコミュニケーションが苦手なりに授業に参加しようとしていた様子が見受けられるようになった。

本人や家族からの申し出はないが、何らかの発達障害が疑われる学生が実技授業(野外実習)に参加した際、指示が伝わらない、指示したことができない、本人のこだわりのある発言を繰り返す等があり、授業運営に支障をきたす可能性があった。本来別の学生達の対応をする予定のインストラクターに協力を依頼し、当該学生に対してマンツーマン(場合によってはインストラクター2人)で指導をすることで何とか講習内容を終えることができた。

パニック障害の学生に対しては、競争(勝負)が激しい種目は避けて、おこなう種目を限定して行った。

